

福岡市海づり公園における  
民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査

実施要領

令和7年12月

福岡市



# 目次

1. 調査の目的・進め方.....	1
1-1. 調査の目的.....	1
1-2. 調査の進め方 .....	1
2. 福岡市海づくり公園の概要等 .....	2
2-1. 福岡市海づくり公園の概要.....	2
2-2. 関連する上位計画 .....	5
2-3. 福岡市海づくり公園のリニューアル工事の概要.....	8
3. サウンディングにあたっての基本的な考え方 .....	9
3-1. 対象エリアの概要.....	9
3-2. 対象エリアの利活用の方向性(案) .....	13
3-3. 提案にあたっての条件.....	14
3-4. 提案を求める内容 .....	16
4. サウンディングに関する手続き .....	17
4-1. 参加資格要件.....	17
4-2. スケジュール(予定).....	17
4-3. 現地見学会の開催.....	18
4-4. 質疑の受付及び回答の公表.....	19
4-5. 提案内容の作成・提出 .....	20
4-6. 個別対話の実施 .....	21
4-7. 留意事項.....	22
4-8. 問い合わせ先.....	22
参考資料等.....	23

## 1. 調査の目的・進め方

### 1-1. 調査の目的

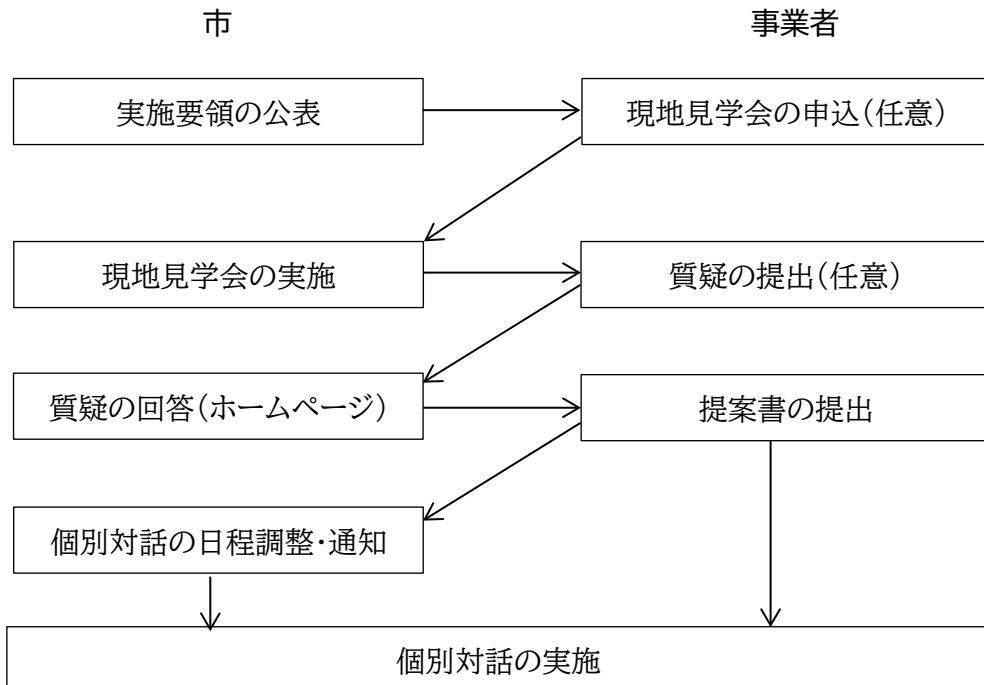
福岡市海づり公園は、福岡市の西部に位置し、本格的な釣りが楽しめるレジャースポットとして、多くの方に親しまれています。しかしながら、当該公園は、昭和60年4月の開園から約40年が経過し、施設の老朽化も進んでいることから、現在、利用者の安全性や利便性の向上を図るため、施設の建替え等を進めているところです。さらに、施設の建替え等に併せ、当該公園内的一部スペース(緑地部等)において、民間活力を活かし、さらなる賑わいを創出するため、事業内容等の検討を進めています。

そこで、今回のサウンディング型市場調査(以下「サウンディング」という。)では、当該公園内的一部スペース(緑地部等)において、民間活力の導入を念頭に、関心のある事業者の皆様から、事業のアイデアや事業実施に向けた条件などに関するご意見やご提案をいただき、今後の事業推進の参考とすることを目的としています。

### 1-2. 調査の進め方

本調査の流れは以下のとおりです。詳細は、本実施要領の「4. サウンディングに関する手続き」を参照してください。

#### <手続きの流れ>



## 2. 福岡市海づり公園の概要等

### 2-1. 福岡市海づり公園の概要

福岡市海づり公園は、市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与することを目的に、昭和 60 年 4 月にオープンしました。オープン以来、年間を通して釣りが楽しめるレジャースポットとして多くの方に利用されています。

平成 25 年 4 月からは、福岡市漁業協同組合が指定管理者として管理運営を行っています。

表 1 福岡市海づり公園の概要

施設名称	福岡市海づり公園
設置目的	市民と漁業者の調和のとれた海面利用を図るとともに、市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与する。
所在地	福岡県福岡市西区大字小田字池ノ浦 地先
アクセス	<p>【公共交通の場合(地下鉄・JR 九州+昭和バス)】</p> <p>○天神駅→(鉄道 約 21 分)→今宿駅→(昭和バスへ乗り換え)→ バス停「今宿駅前」→(バス約 20 分)→バス停「海づり公園前」</p> <p>【自動車の場合】</p> <p>○天神→(約 50 分)→海づり公園(国道 202 号、県道 54 号) ○西九州自動車道(今宿 IC)→(約 15 分)→海づり公園(県道 54 号)</p>
規模	<p>○海上沖 386m の T 字型鋼製釣り桟橋</p> <p>○釣り場面積 3,270m<sup>2</sup></p> <p>第1釣台 幅6m×長さ 120m 第2釣台 幅6m×長さ 180m</p>
収容人数	400 人
駐車場	約 250 台(リニューアル後は約 300 台)
開園時間	<p>○4月:午前6時～午後7時</p> <p>○5月～8月:午前6時～午後8時</p> <p>○9月:午前6時～午後7時</p> <p>○10月:午前6時～午後6時</p> <p>○11月:午前7時～午後6時</p> <p>○12月:午前7時～午後5時</p> <p>○1～3月:午前7時～午後6時</p>
休園日	毎週火曜日(祝日の場合は翌営業日)、年末年始(12/29～1/3)

料金	<p>【釣台使用料/4時間以内(釣りをする人)】 大人 1,000 円、小人 500 円 ※超過料金(1 時間まで毎に)大人 250 円、小人 100 円</p> <p>【回数券(11 枚綴)】 大人 10,000 円、小人 5,000 円</p> <p>【入園料(見学のみ)】 大人 200 円、小人 100 円</p> <p>【駐車場使用料(1 台 1 回)】 二輪車 100 円、普通・準中型自動車 300 円、 中型自動車 600 円、大型自動車 1,200 円</p>
利用状況	令和6年度:42,798 人(釣台利用者 39,610 人、入園者 3,188 人) ※利用状況の推移や月別利用実績は参考資料①をご参照ください。
公園本体の指定管理者	<p>福岡市漁業協同組合</p> <p>【主な指定管理業務内容】 施設の維持管理全般、施設の清掃・警備、駐車場の維持管理、 安全対策の実施(救助、利用制限等)、釣りに関する指導、 各種イベントの開催、利用者増加の PR 活動 等</p>
指定管理期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(5年間)
<b>■敷地概要</b>	
面積	約 12,627 m <sup>2</sup>
敷地所有者	福岡市
関連法令	都市計画区域区分 市街化調整区域 ※ただし、土地利用規制緩和の対象区域内
	その他土地利用に係る主な法規制 自然公園法(第2種特別地域・普通地域) 海岸法(海岸保全区域) ※詳細は「3-1.(2)対象エリアの主な法規制等」を参照
インフラ状況	電気 海づり公園本体施設への受電あり
	ガス -(都市ガス供給エリア外)
	上水 海づり公園本体施設への引き込みあり
	下水 海づり公園本体施設への引き込みあり



図1 対象地位置図

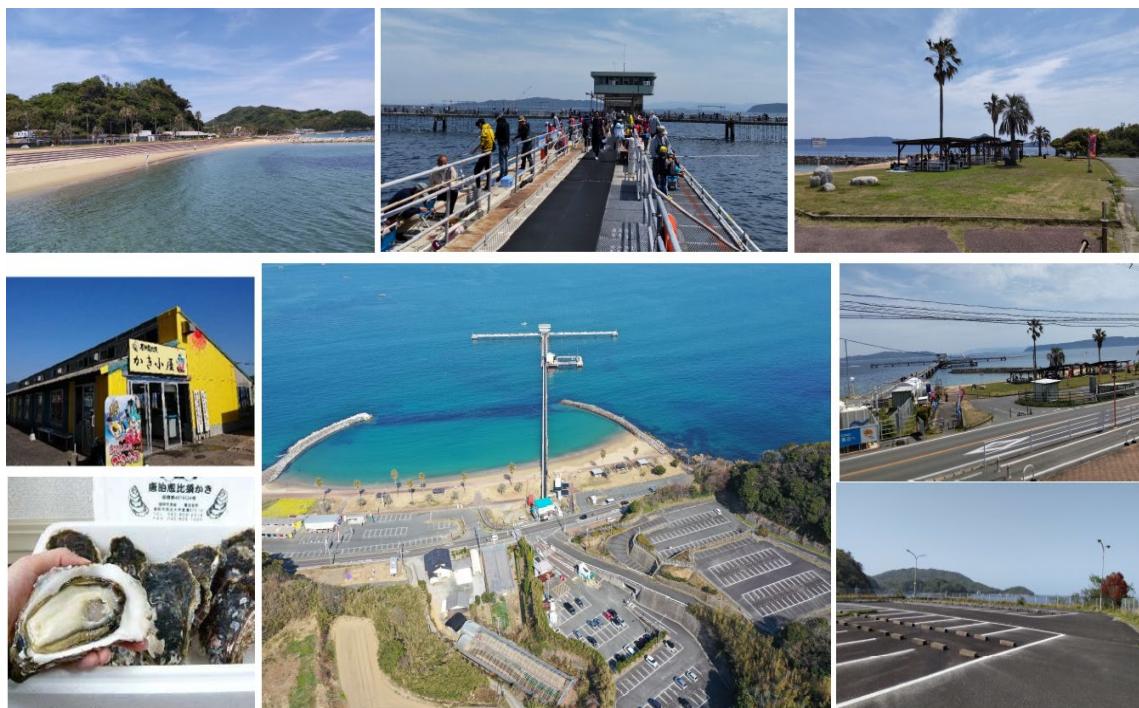


図2 本施設内イメージ

## 2—2. 関連する上位計画

### (1)福岡市水産業総合計画(令和4年度～令和8年度)

福岡市水産業の総合的な指針として、令和4年度から5年間の「福岡市水産業総合計画（令和4年度から令和8年度）」が策定されています。その中で、30年後の長期ビジョンとともに、「10年後の水産振興を通して目指す姿」を8つの基本方針として整理されています。

8つの基本方針のうち、「方針4. 水産資源を活用した直販や交流事業、観光客向け事業などの取組みにより地域活性化が進んでいる。」において、海づり公園のリニューアルが具体的な施策の一つとして掲げられています。



図3 福岡市水産業の長期ビジョン(30年)



図4 水産業総合計画の基本方針(10年)

**基本方針ごとの振興施策(海づり公園のリニューアル関連箇所抜粋)****«基本方針4»**

水産資源を活用した直販や交流事業、観光客向け事業などの取組みにより地域活性化が進んでいる。

**【取組みの方向性】**

漁港・漁業集落の活性化、水産業・漁業集落が有する多面的機能の推進

**【取組内容】**

○都心住民との交流の促進

→漁業・養殖業体験などを活用したイベント

○観光事業との連携

→観光事業とのタイアップしたPR

○水産物販売やイベント開催、海づり公園を活用した地域活性化

→朝市・夕市などの直販事業への支援

→海づり公園のリニューアル

## (2)Fukuoka East & West Coast プロジェクト

福岡市は、充実した都市機能に加えて、海や山、豊かな自然が身近にある。そんなコンパクトさが大きな魅力の1つです。

福岡市の東部には、青く美しい海に囲まれ、金印や志賀海神社などの歴史資源を有する志賀島、西部には美しい海岸線やフォトスポット、おしゃれなカフェ等が集まる北崎エリアがあり、市内外から訪れる多くの方が、海辺を楽しみ、癒されています。

「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」は、“Work Hard, Play More Hard”、仕事も遊びも全力になれるまちを目指し、この美しい志賀島・北崎地区の海辺の魅力をさらに高めていくことで、地域の観光振興・活性化を推進します。

なお、福岡市海づり公園は、「Fukuoka West Coast」に位置しています。



図5 「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」イメージ

## 2—3. 福岡市海づり公園のリニューアル工事の概要

福岡市海づり公園は、昭和 60 年 4 月の開園から約 40 年が経過し、施設の老朽化も進んでいることから、現在、利用者の安全性や利便性の向上を図るため、施設の建替え等を進めているところです。

### 【主なリニューアル工事内容】

- 事務所棟、料金所棟の整備
- 駐車場やロータリーの整備
- 砂浜の整備（養浜）



図6 福岡市海づり公園のリニューアル工事計画概要

### 3. サウンディングにあたっての基本的な考え方

#### 3-1. 対象エリアの概要

##### (1) 対象エリアの範囲

本調査の対象エリアは、市が実施中のリニューアル工事区域（「2-3. 福岡市海づり公園のリニューアル工事の概要」を参照。）を除く、対象エリアA～Dとします。

なお、エリアによって、関連する法規制等の前提条件が異なりますので、ご留意ください。関連する法規制等については、「3-1. (2) 対象エリアの主な法規制等」をご参照ください。



※各エリアの概要是次ページに記載しています。

図7 対象エリアの範囲

### 対象エリア A（北側緑地部）

- ・敷地面積:約 2,120 m<sup>2</sup> (面積は概算)
- ・関連法令:都市計画法、建築基準法、自然公園法、海岸法 等



### 対象エリア B（南側緑地部）

- ・敷地面積:約 2,260 m<sup>2</sup> (面積は概算)
- ・関連法令:都市計画法、建築基準法、自然公園法、海岸法 等

※現在は、工事中のため、  
フェンスで覆われている。  
※地表から 1m程度の位置に、  
地下水路が一部整備されている。



### 対象エリア C（既設駐車場部）

- ・敷地面積:エリア C-①:約 2,811 m<sup>2</sup>、  
エリア C-②:約 805 m<sup>2</sup>、  
エリア C-③:約 1,622 m<sup>2</sup>  
(面積は概算)
- ・関連法令:都市計画法、建築基準法 等

※現在は、海づり公園の駐車場として利用されているため、  
活用にあたっては、駐車場の利用状況等を踏まえ、調整が必要である。



### 対象エリア D（海浜部）

- ・関連法令:都市計画法、建築基準法、  
自然公園法、海岸法 等

※砂浜、海域部分を含む。

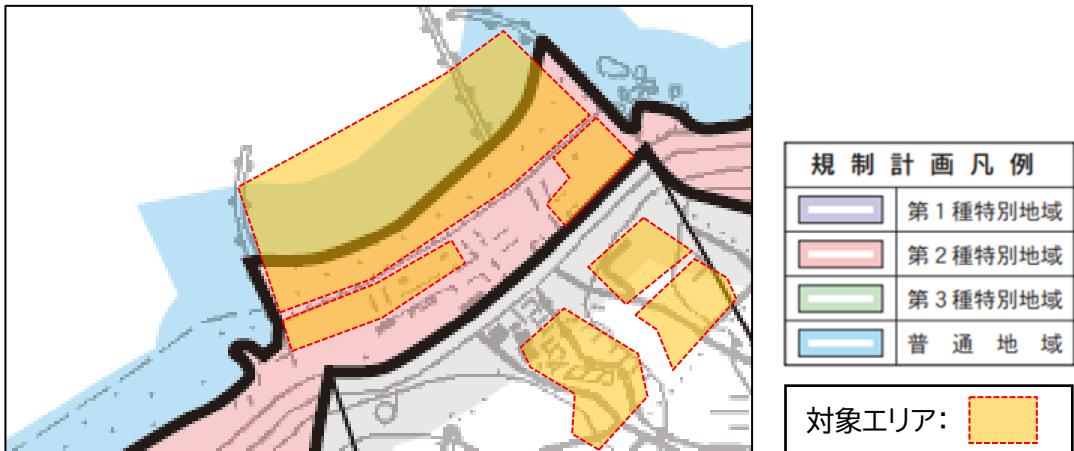


図 8 対象エリアの概要

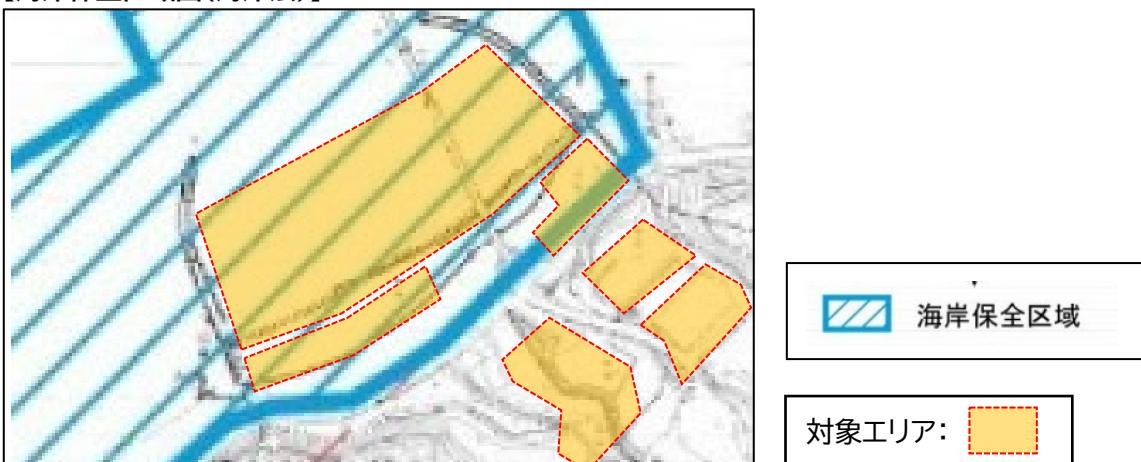
## (2) 対象エリアの主な法規制等

本調査の対象エリアに関する主な法規制等の概要は下記のとおりです。なお、関連する法規制等の詳細については、提案者において、個別にご確認ください。

【第2種特別地域・普通地域図(自然公園法)】



【海岸保全区域図(海岸法)】



【規制緩和図(都市計画法等)】

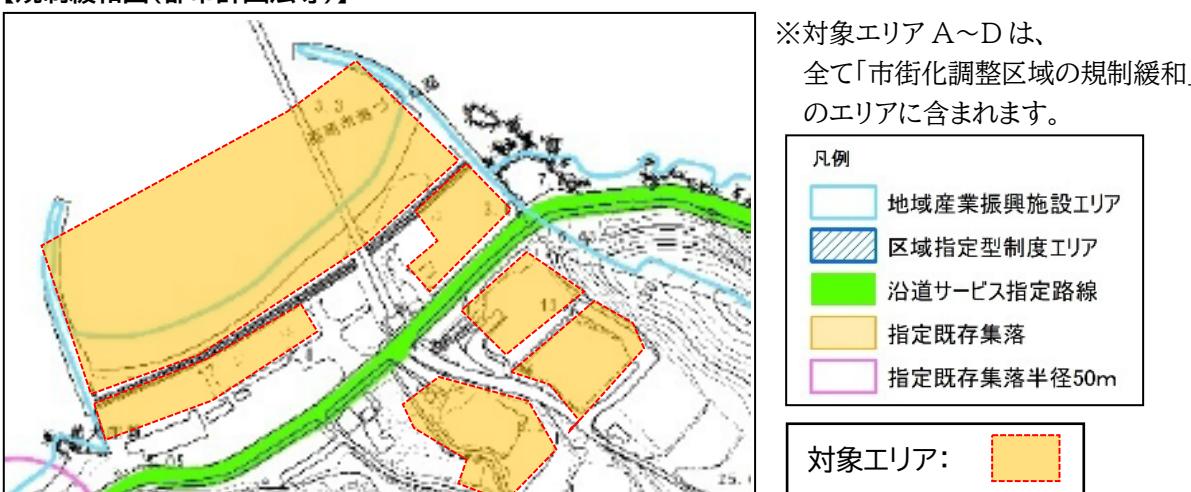


図9 対象エリアに関する主な法規制等

表2 対象エリアに関する主な法規制等

関連法令等	制限概要	内容等
都市計画法(第34条)の緩和	市街化調整区域の土地利用規制緩和	<p>○市街化調整区域では、本来、居住者の生活利便施設や生産者が行う店舗等以外は建築できないなどの規制があるが、規制緩和によって、地域住民等による合意形成がなされていると認められる場合に、新たに生産者以外が営む施設や観光客を対象とした施設などの建築が可能となる。</p> <p><b>【新たに立地可能となる建築物】</b></p> <p>農林水産物、歴史・文化資源、自然景観などの地域資源を活用し、地域の農林水産業や観光などの産業振興に寄与する。</p> <p>「レストラン、カフェ、直売所」      「休憩・宿泊施設、体験・交流施設」      「観光案内所、土産物屋」 等</p> <p>※原則として、新たな公共施設等の整備を伴わない、敷地規模1,000m<sup>2</sup>以下、延べ面積500m<sup>2</sup>以下の建築物が対象(ただし必要と認める場合はこの限りではない)。      ⇒「対象エリアA～D」は全て規制緩和対象エリア内</p>
自然公園法(第20条)(第33条)	工作物の新築に係る制限等	<p>玄海国定公園の第2種特別地域・普通地域</p> <p><b>【第2種特別地域】</b></p> <p>○自然公園内(第2種特別地域)で工作物の新築等を行う場合は、福岡県知事の許可が必要。(自然公園法第20条)      ⇒「対象エリアA」、「対象エリアB」、「対象エリアD(砂浜部)」が該当</p> <p><b>【普通地域】</b></p> <p>○自然公園内(普通地域)で工作物の新築等を行う場合は、福岡県知事への届出が必要。(自然公園法第33条)      ⇒「対象エリアD(水域部)」が該当</p> <p>※「対象エリアC」は自然公園法適用範囲外</p>
海岸法(第8条)	海岸保全区域内における行為の制限	<p>○海岸保全区域内で、海岸保全施設以外の施設・工作物を設置する場合には、事前に海岸管理者(福岡市農林水産局漁港課)の許可が必要</p> <p>※「対象エリアC」は海岸保全区域外</p>

※上記規制の詳細を含め、関連する法規制の内容については、

提案者において、個別にご確認ください。

### 3—2. 対象エリアの利活用の方向性(案)

対象エリアにおける利活用の方向性(案)は、以下のとおりです。

#### 方針1 新たな賑わい創出につながる取組み

新たな賑わい創出につながる取組みにより、釣り利用者だけでなく、広く市民や観光客が楽しめる施設となることを期待します。



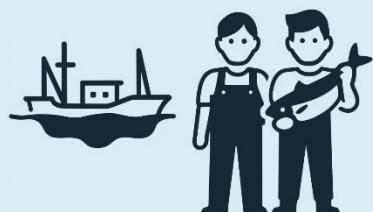
#### 方針2 既存施設との連携

既存施設(海づくり公園本体施設等)との連携により、施設相互の相乗効果を高め、エリア全体の賑わい創出につながることを期待します。



#### 方針3 水産業の振興

海づくり公園というエリアの特性を踏まえ、水産資源を活かした水産物の消費拡大など水産業の振興に寄与する取組みを期待します。



### 3-3. 提案にあたっての条件

#### (1) 事業形態

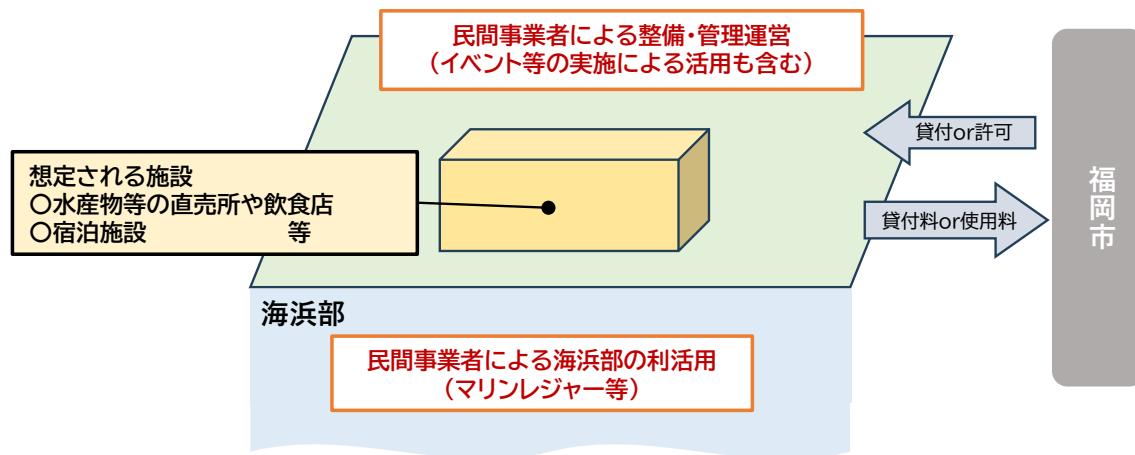
対象エリアにおける施設整備及び管理運営については、民間事業者の費用負担及びリスク負担の下で、民間事業者が主体の事業として実施するものとします。

一方、海づくり公園本体施設については、市の従来型公共事業により、リニューアル工事を実施しており、指定管理者制度により管理・運営を行っています。

表3 官民役割分担(想定)

区分	項目	役割分担	備考
対象エリア	施設整備	民間事業者の費用負担及びリスク負担の下で、民間事業者が主体の事業として実施	事業期間終了後は、事業者の費用負担で原状回復する。
	管理運営		
海づくり公園 本体施設	リニューアル 工事	市の従来型公共事業として実施中	現在の指定管理者は、福岡市漁業協同組合。
	管理運営 (指定管理)	指定管理者が実施	

【対象エリアのイメージ】



【海づくり公園本体施設のイメージ】

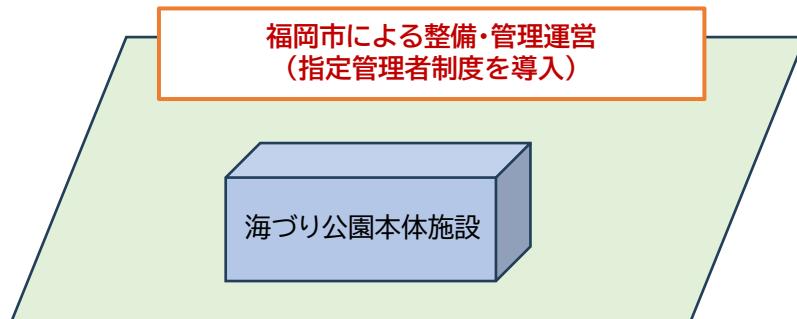


図10 事業形態・活用イメージ(例)

## (2)事業スキーム

事業者の皆様からいただいた提案内容を踏まえ、貸付手法等の事業スキームを検討します。ただし、主に以下の事業スキームを想定しています。

表4 想定される事業スキームの概要

	(福岡市公有財産規則・借地借家法に基づく) 貸付	(福岡市公有財産規則に基づく) 目的外使用許可	(福岡市海岸保全区域 管理条例に基づく) 占用許可
根拠法	地方自治法 第238条の4 第2項	地方自治法 第238条の4 第7項	海岸法 第7条
法的性格	私法上の契約	公法上の行政処分	公法上の行政処分
期間	30年以内 (土地の場合) (福岡市公有財産規則第24条) ただし、借地借家法の規定による場合は当該法に基づく期間	原則1年以内 (福岡市公有財産規則第26条)	原則1年以内 (福岡市海岸保全区域管理条例第3条)
許可の更新等	契約の更新なし	更新可能	更新可能
貸付料等の算定・決定方法	福岡市公有財産規則に基づく貸付料	福岡市行政財産使用料条例に基づく使用料	福岡市海岸保全区域管理条例に基づく占用料
借地借家法の適用	あり	なし	なし

## (3)事業期間

事業者の皆様からいただいた提案内容を踏まえ、事業期間を検討します。

## (4)事業スケジュール(想定)

現時点の事業スケジュール(想定)は、以下のとおりです。

	令和7年度		令和8年度		令和9年度以降	
対象エリア		サウンディング型市場調査 事業内容の検討		事業者公募の実施・選定		設計・工事等 事業開始
海づり公園のリニューアル工事			リニューアル工事 ※令和9年7月頃まで			

図11 事業スケジュール(想定)

### **3-4. 提案を求める内容**

前述したサウンディングの基本的な考え方等を踏まえ、下記の事項についてご提案ください。なお、図面やイメージ図など補足する説明資料を添付いただいても構いません。

#### **(1)事業コンセプト**

今回ご提案をいただく事業について、コンセプト(テーマや方向性、基本的な考え方、全体イメージ等)をご提案ください。

#### **(2)利活用イメージ**

「3-1. (1)対象エリアの範囲」を参考し、活用を希望するエリア(対象エリアA、対象エリアB、対象エリアC-①～C-③、対象エリアD)について、下記の項目をご提案ください。

##### **【ご提案をいただきたい項目】**

- 事業内容(利活用の内容、導入機能の用途等)
- 整備する施設の概要(施設の規模・配置等) ※施設整備を想定する場合
- 運営イメージ・運営体制
- 海づくり公園本体施設等の既存施設との連携
- 供用開始までのスケジュール
- 等

#### **(3)事業スキーム・事業期間**

##### **① 事業スキーム**

貸付手法等の事業スキーム(「3-3. (2)事業スキーム」参照)については、現在検討中です。望ましい事業スキーム及びその理由をお聞かせください。

##### **② 事業期間**

提案する事業内容を踏まえ、望ましい事業期間及びその理由をお聞かせください。

#### **(4)その他の事業条件等に対するご意見・ご要望など**

その他、事業条件や事業実施に関する意見、要望などがございましたらお聞かせください。

## 4. サウンディングに関する手続き

---

### 4-1. 参加資格要件

#### (1) 基本的な要件

本調査に参加可能な者は、今後、民間活力の導入を念頭にした、福岡市海づくり公園内的一部スペース(緑地部等)の活用について、参画の意向を有する法人又は法人のグループとします。

ただし、次の各号に該当する者は参加できません。

① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。

② 提案書提出時点で、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

③ 提案書提出時点で、措置要領別表第1及び第2、第3の各号に規定する措置要件に該当する者。

④ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

#### (2) 応募者の構成

複数の法人で構成するグループでの参加も可としますが、窓口となる企業を決め、当該企業が申込みを行ってください。なお、サウンディングへの参加は1法人当たり1回のみとします。

### ・4-2. スケジュール(予定)

内容	日程(予定)
現地見学会の参加申込受付	令和8年1月21日(水)15時まで
現地見学会の開催	令和8年1月23日(金)
質疑受付	令和8年1月27日(火)15時まで
質疑回答	令和8年2月5日(木)までに、ホームページへ公開予定 ※質問内容によっては後日回答する場合がございます。
提案書等の受付	令和8年2月9日(月)から2月17日(火)15時まで
個別対話の実施	令和8年2月24日(火)から3月13日(金)まで

#### 4-3. 現地見学会の開催

本調査では、現地見学会を開催しますが、現地見学会への参加には、事前の申込が必要となります。

##### ○開催日時

令和8年1月23日(金)14時00分～ (受付開始:13時30分から)

##### ○集合場所

福岡市海づり公園 事務所(料金所等)前スペース(下図参照)



図12 現地見学会集合場所

##### ○実施内容

現地案内及び質疑応答を予定しています。

※所要時間は60～90分程度を予定しています。

##### ○参加申込

参加希望者は、様式1「現地見学会参加申込書(word)」を以下の提出先へ電子メールにより提出してください。

※様式1「現地見学会参加申込書」をwordファイルでご提出ください。

※電子メールで送信する際のメールタイトルは、「【参加申込書】海づり公園サウンディング型市場調査について」と明記してください。

(提出先)

福岡市農林水産局水産部海業推進担当

E-mail:umigousuishin.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

○参加申込受付期間

令和8年1月21日(水)15時まで

○留意事項

- ・1社あたりの参加者は2名程度までとします。
- ・海づくり公園は、強風等により閉鎖されるため、当日の状況によっては一部見学できない可能性がございますので、ご留意ください。

#### 4-4. 質疑の受付及び回答の公表

質疑については、以下の方法で受け付け、回答します。

なお、他の方法による質疑は受け付けません。

**【質疑の受付】**

○受付期間

令和8年1月27日(火)15時まで

○提出方法

様式2「質疑書(excel)」を以下の提出先へ電子メールにより提出してください。

※様式2「質疑書」をexcelファイルでご提出ください。

※電子メールで送信する際のメールタイトルは、「【質疑書】海づくり公園サウンディング型市場調査について」と明記してください。

(提出先)

福岡市農林水産局水産部海業推進担当

E-mail:umigyousuishin.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

**【回答の公表】**

○回答は、令和8年2月5日(木)までに、質問者名を伏せた上で、ホームページ上に公開します。個別に回答はいたしません。

※質疑の内容によっては、令和8年2月5日(木)以降に回答する場合がございますので、ご了承ください。

#### **4－5. 提案内容の作成・提出**

提案内容については、以下の方法で作成・提出をお願いします。

##### **【作成方法】**

- 本実施要領「3－4. 提案を求める内容」に記載する各項目について、様式3「提案書」に提案内容等を記載してください。
- 各項目の分量・配分は自由とします。ただし、どの項目について記載した内容であるか判別できるようレイアウト等を工夫してください。
- 文字のサイズは11ポイント以上を基本とします。
- 図面やイメージ図など補足する説明資料を添付いただいても構いません。

##### **【提出方法】**

- 受付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年2月17日(火)15時まで

- 提出方法

様式3「提案書(word)」を以下の提出先へ電子メールにより提出してください。

※様式3「提案書」をwordファイルでご提出ください。なお、別途、図面やイメージ図など補足資料がございましたら、pdfファイルでご提出ください。

※電子メールで送信する際のメールタイトルは、「【提案書】海づくり公園サウンディング型市場調査について」と明記してください。

(提出先)

福岡市農林水産局水産部海業推進担当

E-mail:umigyousuishin.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

#### **4－6. 個別対話の実施**

調査参加者から提出いただいた提案書の内容について、必要に応じ、以下の方法により意見交換をさせていただきます。具体的な方法・場所は、決定後に個別に通知いたします。

なお、個別対話については、調査参加者のアイデアやノウハウの保護を図る観点から、調査参加者と市職員(本調査の受託事業者含む)のみで個別に実施させていただきます。

##### **【実施方法】**

###### **○実施日**

令和8年2月24日(火)から令和8年3月13日(金)まで

###### **○場所**

福岡市役所会議室(予定)

###### **○時間**

1参加者あたり概ね60分程度(予定)

###### **○留意事項**

- ・状況に応じてWEB会議方式とする場合もあります。
- ・必要に応じて、複数回実施する場合もあります。

##### **【対話内容の公開】**

個別対話の内容は、参加者の提案内容に関する事項であるため、非公開で実施します。ただし、実施結果については、概要をホームページや市が作成する資料等で公表する場合があります。なお、個別の企業名や意見の詳細等は公表しないこととします。

## **4-7. 留意事項**

### **(1)今後の公募における優位性について**

本調査に参加することにより、今後、市が実施する公募において、特別な加点等の優位性(インセンティブ)を付与することはありません。

### **(2)費用について**

本調査に参加する際の一切の費用は参加者の負担とします。

### **(3)提出書類の取扱いについて**

市へ提出された資料は、理由の如何に問わず、返却いたしません。

また、提出書類は、福岡市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。福岡市が必要と認める場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、事前に調査参加者に確認のうえ、全部もしくは一部を公開することがあります。

### **(4)追加調査等への協力**

個別対話後において、追加対話やアンケートへの協力を要請させていただくことがありますので、可能な限りご協力いただきますようお願いいたします。

### **(5)事業化検討の考え方**

事業化については、本調査の結果を踏まえ、福岡市の施策推進など想定される事業効果を総合的に勘案し、検討することとしております(事業化を約束するものではありません。)。

## **4-8. 問い合わせ先**

福岡市農林水産局水産部海業推進担当

○担当:鈴木、脇山

○住所:〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

○電話:092-707-2970

○FAX:092-733-5557

○E-mail:umigousuishin.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

## **参考資料等**

---

### **■参考資料**

参考資料 1 海づくり公園の利用状況

参考資料 2 海づくり公園平面図(リニューアル後)

### **■様式集**

様式 1 現地見学会参加申込書

様式 2 質疑書

様式 3 提案書

## 海づり公園の利用状況

### 年別実績

#### ○海づり公園利用者数

(単位:人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
釣台利用者	56,354	43,305	33,065	42,358	40,746	39,610
入園者	5,554	3,419	2,322	3,280	3,298	3,188
合計	61,908	46,724	35,387	45,638	44,044	42,798

### 月別実績

#### ○海づり公園利用者数

(単位:人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R1 年度	5,324	10,989	4,664	5,093	8,018	5,437	6,924	5,151	1,866	2,156	2,130	4,156	61,908
R2 年度	704	2,612	3,747	3,794	10,311	5,192	6,135	5,588	2,100	1,180	2,635	2,726	46,724
R3 年度	4,227	3,491	1,810	6,265	1,797	0	6,552	4,811	1,510	1,453	1,164	2,307	35,387
R4 年度	3,945	7,748	3,135	4,552	6,396	3,550	5,927	4,056	1,070	1,313	1,283	2,663	45,638
R5 年度	2,972	5,274	4,323	4,347	6,659	4,139	5,543	4,117	1,699	1,396	1,565	2,010	44,044
R6 年度	3,481	6,603	3,705	3,828	5,315	4,765	5,161	4,705	1,532	1,072	748	1,883	42,798

#### ○海づり公園利用者数の推移

(人)



## 海づり公園平面図(リニューアル後)

対象エリアD (海浜部)

対象エリアA (北側緑地部)

対象エリアB (南側緑地部)

参考資料2

山側からの  
地下水路

②写真

対象エリアC (既設駐車場部)



山側からの地下水路(写真)

【様式1】

令和 年 月 日

福岡市海づり公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査

現地見学会参加申込書

(あて先)福岡市長

所在地

商号又は名称

代表者名

「福岡市海づり公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査」に関する現地見学会への参加を申し込みます。

1. 担当者

法人名等				
所在地				
代表者				
担当者	所属			
	役職名			
	氏名	(フリガナ)		
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	E-mail			

2. 参加者

参加者氏名	部署・役職
①	
②	

※1 「1. 担当者」欄については、市からの連絡を受ける担当者の連絡先を記入してください。

※2 参加者は、2名までとしてください。

※3 現地見学会当日は、名刺を持参してください。

【様式2】

令和 年 月 日

福岡市海づり公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査

質 疑 書

会社名	
所在地	
所属	
担当者名 (フリガナ)	
電話	
FAX	
E-mail	

No	資料名	該当箇所 (ページ番号)	質問項目	質問内容
例	実施要領	○ページ	○○○について	○○○○○○.....
1				
2				
3				
4				
5				

注)質問項目の欄が不足する場合は、記載欄の追加等を行ってください。

【様式3】

令和 年 月 日

福岡市海づり公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査

## 提 案 書

(あて先)福岡市長

所在地

商号又は名称

代表者名

※グループで申込む場合は代表法人を記載

当法人は、「福岡市海づり公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査」の提案書を提出します。

### 1. 代表法人(申込者)

法人名等				
担当者	所属			
	役職名			
	氏名	(フリガナ)		
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	E-mail			

### 2. グループの場合の構成企業

構成企業①	法人名等		
	所在地		
	代表者名		
構成企業②	法人名等		
	所在地		
	代表者名		

※構成企業欄は、適宜、行を追加してください。

※御記入いただいた情報は適切な管理を図り、本事業に関するもの以外には使用しません。

## 【様式3】

### 3. 提案内容

※各項目の分量・配分は自由とし、文字のサイズは11 ポイント以上を基本とします。

※図面やイメージ図など補足する説明資料を添付いただいても構いません。

#### (1)事業コンセプト

※コンセプト(テーマや方向性、基本的な考え方、全体イメージ等)を記載してください。

#### (2)利活用イメージ

##### 【利活用を希望するエリア】

※実施要領「3-1(1)対象エリアの範囲」を参照し、対象エリアA、対象エリアB、対象エリアC-①～C-③、対象エリアDから活用を希望するエリアを記載してください。

##### 【利活用イメージ】

※利活用を希望するエリアにおける利活用イメージを下記の項目に沿って記載してください。

###### ①事業内容(利活用の内容、導入機能の用途等)

###### ②整備する施設の概要(施設の規模・配置等) ※施設整備を想定する場合

###### ③運営イメージ・運営体制等

**【様式3】**

**④既存施設(海づり公園本体施設等)との連携**

**⑤事業スケジュール**

**⑥その他**

**(3)事業スキーム・事業期間**

**①事業スキーム**

※望ましい事業スキーム(貸付手法等)及びその理由を記載してください。

**②事業期間**

※望ましい事業期間及びその理由を記載してください。

**(4)その他の事業条件に対するご意見・ご要望など**

※その他、事業条件や事業実施に関する意見、要望などがございましたらお聞かせください。